

～消費者注意情報～

運転免許が予定どおりに取得できない！？ ～契約前に自動車教習所のタイプや契約内容をよく確認しましょう～

（令和7年6月27日）

相談事例

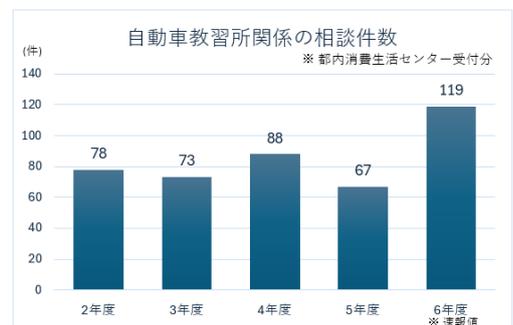
ネットで他より安い自動車教習所を見つけた。出向いて、説明を聞き、申し込みをすることにした。申込み当日に料金 195,000 円を一括振込みで支払ったが、入校後に非公認の教習所なので、仮免許は試験場で受ける必要があると分かった。また、希望日の実技教習の予約もなかなか取ることができず、このままだと予定どおり運転免許の取得ができないと思う。今から解約できるか。（20歳代 女性）

ココに注意！・・・東京都消費生活総合センターからのアドバイス

★ 自動車教習所に関する相談が増えています

夏休みなど長期の休暇を利用して「自動車運転免許を取りたい」と考えている学生の方も多いためです。

都内消費生活センターには自動車教習所に関する相談が寄せられており、昨年度は件数が増えています。相談は、20歳代の方からが多く、事例のように、実技教習の予約がとれないというものや、実技講習料金を思った以上に請求されたなど、内容は様々です。



★ 自動車教習所には、公安委員会指定（公認校）と非指定（非公認校）があります

公認校は、仮免許試験を教習所で受験でき、9か月以内に卒業すると、運転免許試験場での免許試験のうち技能試験は免除され、学科試験のみの受験になります。一方、非公認校は、教習時限数の規程がなく、廉価な料金であることが多いですが、運転免許試験場で仮免許・免許試験の技能試験と学科試験すべてを受験することになります。「公認」と「非公認」の違いを理解した上で、教習所を選びましょう。



★ 契約前に、教習の予約等の契約内容をよく確認しましょう

予約がとりにくいという相談が目立ちます。教習所は、一度契約すると解約は規約に従うことになり、返金が困難な場合が多いです。契約前に、予約方法、空いている時間帯、コース別の違いなどをよく確認しましょう。入校後に困ったら、まず教習所のスタッフに相談しましょう。

契約の際は、料金だけで判断せず、教習所のタイプ、予約の取りやすさや免許取得までの所要期間、追加料金の有無、契約内容や解約条件などをしっかり確認しましょう。わからないことや疑問に思った点は、教習所に必ず確認した上で、自分に合う教習所と契約をしましょう！

★ トラブルが起きたら、お近くの消費生活センターへご相談ください！

東京都消費生活総合センター 03-3235-1155
お近くの消費生活センター 局番なし 188(消費者ホットライン)

消費生活にかかわる東京都の情報サイト「東京暮らしWEB」 <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp>

＜悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください＞ <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/tsuho/honnin-form.html>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。

